

益田市公表対象随意契約一覧(令和8年8月分)

NO	契約日	契約内容	主管部課	契約金額 (税込:円)	契約相手方	住 所	適用条項	随意契約とした理由
1	R8.8.1	令和8年度公営企業会計システムの更新	上下水道部業務課	158,048	株式会社 榊ぎょうせい	広島県広島市中区三川町2番10号	地方公営企業法施行令21条の13第1項 第2号	平成10年度より契約者の会計システムを利用しており、継続利用することで安定的な経理事務が期待され会計の継続性を確保することができるため。
2	R8.8.3	第6期益田市障がい者基本計画中間見直し並びに第8益田市障がい福祉計画及び第4期益田市障がい児福祉計画策定業務	福祉環境部障がい者福祉課	5,995,000	㈱ジャパンインターナショナル総合研究所	京都府京都市右京区西京極西市田町9番地5 西京極駅前ビル6階	施行令167条の2第1項 第2号	プロポーザル方式による審査の結果、契約者が契約候補者として選定され、契約締結の協議が整ったため。
3	R8.8.4	拠点間ネットワーク構築業務	政策企画局情報システム課	6,150,650	㈱アットアイ	益田市駅前町17-1	施行令167条の2第1項 第2号	行政系ネットワークシステムについては、安定的に稼働を維持する必要があることから、現行の新行政系ネットワークシステムを構築し、システムを熟知している契約者と随意契約する。
4	R8.8.13	益田水質管理センター暫定ポンプ場主ポンプNo.1・主ポンプNo.2緊急修繕	上下水道部下水道課	6,039,000	住友重機械エンバロメント㈱広島支店	広島県広島市南区稲荷町4-1	地方公営企業法施行令21条の13第1項 第2号	契約者あ、当施設の建設工事を請負い、機器のメンテナンスも継続的に行っている。運転調整を含む的確な修繕を行うことができるため、緊急で依頼することとしたい。
5	R8.8.17	農集(仙道)曝気攪拌機修繕	上下水道部下水道課	2,216,500	新明和アクアテクスサービス㈱中国センター	広島県広島市南区大洲3-2-11	地方公営企業法施行令21条の13第1項 第2号	契約者は、当該曝気攪拌機を製造した新明和工業㈱の水処理関連機器のメンテナンス専門の系列会社で、併用開始当初よりメンテナンスに従事している。当施設の曝気攪拌機については、製造者の技術で設計・製作されており、他社による整備では、所定の能力を発揮させることは困難であり、また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、契約者により修繕を行うこととしたい。
6	R8.8.18	令和8年度ニホンザル(W2群)個体数調整および調査業務	産業経済部農林水産課	2,966,700	合同会社日本サル対策加速化事業所	兵庫県三田市あかしあ五丁目3-1	施行令167条の2第1項 第5号	W2群は、鳥根県の調査において推定50頭、加害レベル4と判断されており、益田中学校及び吉田南小学校周辺を含む市街地に繰り返し出没している。教職員による登下校時の付き添いや、市による追い払いが必要となっているほか、家庭菜園等の被害及び人慣れも進行している。さらに、市内にてW2群と考えられるサルによる人身被害が発生しており、再発防止のため早急に調査を行い個体数調整(捕獲し殺処分)へ着手する必要がある。ニホンザルの個体数調整および調査業務を行える事業者が益田市及び鳥根県にはいないので、一番近い事業者である㈱野生動物保護管理事務所広島事務所に確認したところ、2年後の対応になるとの回答であった。そのため次に近い契約者に確認したところ対応可能とのことであったため。
7	R8.8.19	電話受付支援システム	総務部総務管財課	5,115,000	扶桑電通㈱松江営業所	松江市学園南2丁目10番14号	施行令167条の2第1項 第2号	この度導入する電話受付支援システムは、既存の電話交換設備、庁内電話網等を利用して導入するものであることから、現在、市役所全体の電話交換機設備を保守している事業者である契約者に依頼することで、スムーズな導入、安定した運用・保守が行えるものであると考えるため。
8	R8.8.20	汚泥脱水機(B)可動箇所整備業務委託	福祉環境部環境衛生課久城が浜センター	1,386,000	住友重機械エンバロメント㈱広島支店	広島県広島市南区稲荷町4番1号	施行令167条の2第1項 第2号	当該脱水設備は住友重機械エンバロメント社製の特殊機器であり、他社での取り扱いが困難であるため。
9	R8.8.24	益田市益田水質管理センター機械設備工事(その2)	上下水道部下水道課	366,300,000	住友重機械エンバロメント㈱広島支店	広島県広島市南区稲荷町4-1	地方公営企業法施行令21条の13第1項 第2号	プロポーザル方式による審査の結果、契約者が優先交渉者として選定され、契約締結の協議が整ったため。
10	R8.8.27	益田市立雪舟の郷記念館改修整備事業(屋外付帯)工事	教育部文化振興課	8,195,000	徳栄建設㈱	益田市下本郷454-1	施行令167条の2第1項 第2号及び第6号	本工事は、リニューアルオープンである令和8年10月3日までに、施設入口の屋外看板及び外灯設備については、設置を完了する必要がある。当該改修工事で実施する屋外サイン工事については、令和6・7年度に実施した「益田市立雪舟の郷記念館改修整備事業」で設置した記念館内部のサインと統一した意匠とする必要があり、デザインを含め、改修整備事業を実施した業者へ履行させることにより、工期の短縮、経費の縮減を図ることができる等有利と認められるため。
11	R8.8.28	令和8年度公社造林保育事業間伐(2回目)	産業経済部農林水産課	6,985,000	高津川森林組合	益田市横田町454番地1	施行令167条の2第1項 第2号	本事業地あ公社造林事業により造成・管理されている森林であり、本業務である間伐作業の実施に当たっては、事業地の施業履歴、植栽状況、森林育成状況等を十分に把握したうえで、適切な作業方法及び選木が必要である。契約者は当該事業地の植栽以降、現地調査をはじめ、対象保育管理施業を一貫して行っているため、隣接する森林との協会や所有者にも精通している。また、森林の状態を熟知し、将来高品質な木材を生産するための適切かつ安全な施業ができる事業者であることから、契約者と随意契約とする。